

令和7年度 墨田区地域自立支援協議会精神部会について

1 趣旨

これまで精神障害者支援については、「墨田区障害福祉計画」及び「すみだ健康づくり総合計画」に基づく精神障害者施策を推進するため、各関係機関と情報共有及び課題解決を図ってきたが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置が必須となっていることから、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した「墨田区地域自立支援協議会」のもとに専門部会として、「精神部会」を令和6年度に引き続き設置し、精神障害者特有の課題解決に向けた意見をまとめ、本協議会に報告をする。

2 選出委員区分

医療（5名程度）

障害者等の家族会（1名程度）

サービス事業所（5名程度）

相談支援事業所（1名程度）

指定一般・相談支援事業所（4名程度）

地域移行支援事業広域アドバイザー（2名程度）

行政（5名程度）

3 令和7年度の主な内容（予定）

第1回（7月11日開催予定）

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の課題について
- ・地域移行支援（医療機関と地域の関係機関の連携について）

第2回（1月～2月開催予定）

- ・地域活動支援センターⅠ型について
- ・自立生活体験事業について
- ・事例検討

【担当】

保健衛生部保健予防課保健予防係

深井・小俣・宇田川

電話 03-5608-6506（直通）